

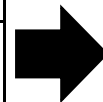
70歳以上の高額療養費の自己負担限度額について

平成30年8月診療分より自己負担限度額が以下のとおり変更となります。

※低所得者Ⅰ、Ⅱ（住民税非課税世帯、低所得者）該当者については変更ありません。

平成30年7月診療分まで

所得区分		外来 (個人ごと)	同一世帯単位 外来や入院の合計
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈 多数回該当 : 44,400円 〉
一般	標準報酬月額 26万円以下	14,000円 ※年間上限 144,000円	57,600円 〈 多数回該当 : 44,400円 〉
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円



平成30年8月診療分から

所得区分		外来 (個人ごと)	同一世帯単位 外来や入院の合計
現役並み	標準報酬月額 <u>83万円以上</u>	<u>252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%</u> 〈 多数回該当 : <u>140,100円</u> 〉	
	標準報酬月額 <u>53万円 ~ 79万円</u>	<u>167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%</u> 〈 多数回該当 : <u>93,000円</u> 〉	
	標準報酬月額 <u>28万円 ~ 50万円</u>	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈 多数回該当 : 44,400円 〉	
一般	標準報酬月 26万円以下	<u>18,000円</u> ※年間上限 144,000円	57,600円 〈 多数回該当 : 44,400円 〉
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

年間上限について

※基準日(7月31日)時点の所得が一般区分または低所得区分に該当する場合、計算期間(前年8月1日~7月31日のうち、一般区分または低所得区分であった月の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた額が支給されます。